

新					旧				
別表 (略) (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業 ア 地域密着型サービス等整備助成事業					別表 <u>1</u> (略) (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業 ア 地域密着型サービス等整備助成事業				
1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者	1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型特別養護老人ホーム（定員29名以下）及び併設されるショートステイ用居室	<u>5,530</u> 千円／整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の整備に要する費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	地域密着型特別養護老人ホーム（定員29名以下）及び併設されるショートステイ用居室	<u>5,280</u> 千円／整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の整備に要する費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	
	介護医療院（定員29名以下）	<u>69,200</u> 千円／施設数			介護医療院（定員29名以下）	<u>66,000</u> 千円／施設数			
	介護老人保健施設（定員29名以下）	<u>69,200</u> 千円／施設数			介護老人保健施設（定員29名以下）	<u>66,000</u> 千円／施設数			
	養護老人ホーム（定員29名以下）	<u>2,960</u> 千円／整備床数			養護老人ホーム（定員29名以下）	<u>2,820</u> 千円／整備床数			
	ケアハウス（定員29名以下）※特定施設に限る	<u>5,530</u> 千円／整備床数			ケアハウス（定員29名以下）※特定施設に限る	<u>5,280</u> 千円／整備床数			
	認知症高齢者グループホーム	<u>41,500</u> 千円／施設数			認知症高齢者グループホーム	<u>39,600</u> 千円／施設数			
	小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下、この別表中において同じ。）	<u>41,500</u> 千円／施設数			小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下、この別表中において同じ。）	<u>39,600</u> 千円／施設数			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,330</u> 千円／施設数			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,000</u> 千円／施設数			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	<u>41,500</u> 千円／施設数			看護小規模多機能型居宅介護事業所	<u>39,600</u> 千円／施設数			
	認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,800</u> 千円／施設数			認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,100</u> 千円／施設数			
	介護予防拠点（※1）	<u>11,000</u> 千円／施設数			介護予防拠点（※1）	<u>10,500</u> 千円／施設数			
	地域包括支援センター	<u>1,480</u> 千円／施設数			地域包括支援センター	<u>1,410</u> 千円／施設数			
	生活支援ハウス（山村振興法（昭和40年法律第34号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づくものに限る。以下、この別表中において同じ。）	<u>44,100</u> 千円／施設数			生活支援ハウス（山村振興法（昭和40年法律第34号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づくものに限る。以下、この別表中において同じ。）	<u>42,100</u> 千円／施設数			

新					旧				
	緊急ショートステイの整備	1,480千円／ 整備床数	額を限度額とする。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。			緊急ショートステイの整備	1,410千円／ 整備床数	額を限度額とする。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	施設内保育施設（※2）	14,800千円／ 施設数				施設内保育施設（※2）	14,100千円／ 施設数		
	介護付きホーム（定員29名以下）（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。（4）イ及び（6）の事業を除き、以下同じ。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの	5,530千円／ 整備床数				(新設)	(新設)		
介護施設等の合築等	上記施設の合築・併設	合築・併設する上記施設それぞれの補助単価×1.05／整備床数又は施設数			介護施設等の合築等	上記施設の合築・併設	合築・併設する上記施設それぞれの補助単価×1.05／整備床数又は施設数		
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム	11,000千円／ 施設数			空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム	10,500千円／ 施設数		
	小規模多機能型居宅介護事業所					小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所					看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	認知症対応型デイサービスセンター					認知症対応型デイサービスセンター			
(備考)（略）					(備考)（略）				

新

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
広域型施設	特別養護老人ホーム（定員30名以上）	1,400千円／定員数	アと同じ。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院（定員30名以上）			
	介護老人保健施設（定員30名以上）			
	養護老人ホーム（定員30名以上）			
	軽費老人ホーム（定員30名以上）			

(備考)

・都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護医療院、介護老人保健施設、ケアハウス（特定施設に限る。）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホームのうちいずれかの施設等であり、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設（1施設創設につき、対象施設1施設の大規模修繕・耐震化整備を対象事業とする。）することを助成の条件とする。

・(略)

・介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画と市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る 1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定める必要があるもの。

・介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないもの。

旧

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
広域型施設	特別養護老人ホーム（定員30名以上）	1,330千円／定員数	アと同じ。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院（定員30名以上）			
	介護老人保健施設（定員30名以上）			
	養護老人ホーム（定員30名以上）			
	軽費老人ホーム（定員30名以上）			

(備考)

・都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護医療院、介護老人保健施設、ケアハウス（特定施設に限る。）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。（4）アの介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業及び（6）の事業を除き、以下同じ。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）のうちいずれかの施設等であり、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設（1施設創設につき、対象施設1施設の大規模修繕・耐震化整備を対象事業とする。）することを助成の条件とする。

・(略)

・介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画と市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る 概ね令和6年度末までの期間内における整備計画を定める必要があるもの。

・介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度までに着工する必要があるもの。

新

・（以下略）

ウ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
広域型施設	特別養護老人ホーム（定員30名以上）及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円／整備床数（※4）	アと同じ。	市町村 民間事業者 （県補助事業） （市町村補助事業）
	介護老人保健施設（定員30名以上）	69,200千円／施設数		
	介護医療院（定員30名以上）	69,200千円／施設数		
	養護老人ホーム（定員30名以上）	2,960千円／整備床数（※4）		
	ケアハウス（定員30名以上）※特定施設に限る（※3）	5,530千円／整備床数（※4）		
	介護付きホーム（定員30名以上）※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る	5,530千円／整備床数（※4）		

（備考）

・災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。なお、本事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

a～b（略）

・（以下略）

※3：（略）

※4：（略）

エ 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業

1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円／整備床数	アと同じ。	市町村 （県補助事業）
	介護医療院	69,200千円／施設数		

旧

・（以下略）

ウ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
広域型施設	特別養護老人ホーム（定員30名以上）及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円／整備床数（※2）	アと同じ。	市町村 民間事業者 （県補助事業） （市町村補助事業）
	介護老人保健施設（定員30名以上）	66,000千円／施設数		
	介護医療院（定員30名以上）	66,000千円／施設数		
	養護老人ホーム（定員30名以上）	2,820千円／整備床数（※2）		
	ケアハウス（定員30名以上）※特定施設に限る（※1）	5,280千円／整備床数（※2）		
	（新設）	（新設）		

（備考）

・災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

a～b（略）

・（以下略）

※1：（略）

※2：（略）

（新設）

新				旧	
定員二十名以上の 広域型施設等	<u>介護老人保健施設</u>	<u>69,200千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,960千円／</u> <u>整備床数</u>			
	<u>ケアハウス ※特定施設に限る</u>	<u>5,530千円／</u> <u>整備床数</u>			
	<u>有料老人ホーム ※特定施設に限る</u>	<u>5,530千円／</u> <u>整備床数</u>			
定員十九名以下の 地域密着型施設等	<u>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>5,530千円／</u> <u>整備床数</u>			
	<u>介護医療院</u>	<u>69,200千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>介護老人保健施設</u>	<u>69,200千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,960千円／</u> <u>整備床数</u>			
	<u>ケアハウス ※特定施設に限る</u>	<u>5,530千円／</u> <u>整備床数</u>			
	<u>認知症高齢者グループホーム</u>	<u>41,500千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>	<u>41,500千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>	<u>7,330千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>	<u>41,500千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>認知症対応型デイサービスセンター</u>	<u>14,800千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>介護予防拠点</u>	<u>11,000千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>地域包括支援センター</u>	<u>1,480千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>生活支援ハウス</u>	<u>44,100千円／</u> <u>施設数</u>			
	<u>緊急ショートステイの整備</u>	<u>1,480千円／</u> <u>整備床数</u>			

新					旧
	施設内保育施設	14,800千円／施設数			
	有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円／整備未数			
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム	11,000千円／施設数			
	小規模多機能型居宅介護事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	認知症対応型デイサービスセンター				
(備考) - 大都市における老朽化した介護施設等の建替え等を促進するために行う、次に掲げる事業を対象とする。 - a 県が公有地において代替施設を整備（既存の建築物の改修（現に公有地に定着する建築物を買収する費用を含む。）及び新たに建築物を整備することを行う。以下、bにおいて同じ。）する事業 - b 県の補助により市町村が公有地において代替施設を整備する事業 なお、代替施設の設置区域は、大都市の区域外であっても差し支えない。ただし、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン（実施要領第2の2（1）⑬のア及びイに該当する場合の当該区域を除く。）の区域に整備する場合は、本事業の対象とならないものとする。 - 大都市とは、中核市、又は人口 20 万人以上の市であって知事が特に必要と認めた地域をいう。 - 本事業において介護施設等とは、次のいずれかに掲げる施設等であって、知事が建替え等期間における代替施設の確保が必要と認めるものをいう。 - a 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業を行うもの - b 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号、同条第3項第4号及び第10号に規定する事業を行うもの - c 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム - d 介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設として使用されるもの - 本事業において公有地とは、地方公共団体の所有する土地をいう。 - 建替え等とは、老朽化した介護施設等の整備であって次に掲げるものをいう。					

新	旧
<u>a 既存の介護施設等を取り壊して、新たに介護施設等を整備するもの（当該介護施設等を移転する場合を除く。）</u> <u>b 既存の介護施設等の保全等のために行う大規模な修繕及び改修等（躯体工事に及ぶかは問わない。）であって、当該整備期間中に当該介護施設等の全部又は一部が使用できなくなると知事が認めるもの</u> <u>・代替施設とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</u> <u>a 都道府県等（県及び市町村のことをいう。以下同じ。）が所有する建築物であって、公有地に定着するもの</u> <u>b 介護施設等の建替え等の期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れ、当該介護施設等を運営する法人に貸し付ける又は都道府県等が使用することにより、当該入所者等に必要な介護サービス等を提供する事業に供されるもの</u> <u>・広く介護施設等の運営法人に対し定期的に公募をかけることなどにより代替施設が適切かつ効果的に利用されるよう努めること。</u> <u>・代替施設の利用者は、介護施設等の建替え等の期間の始期に現に当該介護施設等に入所等する者を原則とするが、代替施設における事業の運営に支障がない場合は、当該代替施設における事業の開始後に新規に入所等する者を含めて差し支えない。</u> <u>・代替施設における事業の運営に支障がないと認める場合は、大都市の区域外に所在する介護施設等の建替え等期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れることや、感染症及び災害時の支援を行うために一時的に使用することも差し支えない。</u> <u>・代替施設の用途を予め定めることが困難な場合、最も使用が想定される施設の補助単価を適用する（使用が想定される施設が２以上ある場合は、それぞれの規模に応じた区分とする。）。</u> <u>・本事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> <u>・令和７年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した代替施設については、本事業の対象としないこと。</u>	

新					旧
オ 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業					(新設)
1 対象施設		2 補助単価／単位 (※5)	3 対象経費	4 補助事業者	
「大規模な介護施設等」という。 「広域施設（本事業において）」	特別養護老人ホーム（定員30名以上）及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円／整備床数	アと同じ。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	
	介護老人保健施設（定員30名以上）	69,200千円／施設数			
	介護医療院（定員30名以上）	69,200千円／施設数			
	養護老人ホーム（定員30名以上）	2,960千円／整備床数			
	ケアハウス（定員30名以上）※特定施設に限る	5,530千円／整備床数			
	有料老人ホーム（定員30名以上）※特定施設に限る	5,530千円／整備床数			
(備考)					
・都市部等とは、次に掲げるいずれかの市町村をいう。 a 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村 b 要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、介護ニーズの増加への対応が必要と知事が認めた市町村					
・移転を伴う転換は、原則として本事業の対象とはならないが、以下の場合については対象とすることができる。 a 小規模な介護施設等が所在する市町村と県との協議の上、本事業の実施が介護保険事業（支援）計画の達成に資するものと認められる場合 b 小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合 ただし、移転先が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン（実施要領第2の2（1）⑬のア及びイに該当する場合の当該区域を除く。）である場合は、本事業の対象とはならない。					
・小規模な介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業についても本事業の対象とする。					
・本事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。					

新	旧
・ <u>本事業による補助を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町村の長に提出するものとする（当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</u> - a <u>事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名</u> - b <u>現に実施している介護サービス事業等</u> - c <u>転換後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。）</u> - d <u>生産性向上に資する計画</u> - e <u>転換後10年間の事業計画</u> - f <u>介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）</u> ・ <u>次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</u> - a <u>市町村の長又は知事が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</u> - b <u>転換前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</u> - c <u>転換後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</u> ・ <u>令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型施設等については、本事業の対象としないこと。</u> ・ <u>本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。</u> ・ <u>転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、知事が本事業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。</u> ※5：<u>転換後の大規模な介護施設等の所在地が、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、補助単価に1.05を乗じた額を加算することができる。</u>	

新					旧
カ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業					(新設)
1 対象施設		2 補助単価／ 単位	3 対象 経費	4 補助事 業者	
等(本事業において「大規模な介護施設等」という。)	中山間・人口減少地域等に所在する ※6 定員二十名以上の広域利活施設	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円／ 整備床数	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	
		介護医療院	69,200千円／ 施設数		
		介護老人保健施設	69,200千円／ 施設数		
		養護老人ホーム	2,960千円／ 整備床数		
		ケアハウス ※特定施設に限る (※8)	5,530千円／ 整備床数		
		有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円／ 整備床数		
(本事業において「小規模な介護施設等」という。)	①	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円／ 整備床数		
		介護医療院	69,200千円／ 施設数		
		介護老人保健施設	69,200千円／ 施設数		
		養護老人ホーム	2,960千円／ 整備床数		
		ケアハウス ※特定施設に限る (※8)	5,530千円／ 整備床数		
		認知症高齢者グループホーム	41,500千円／ 施設数		
		有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円／ 整備床数		
	②	小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円／ 施設数		
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円／ 施設数		
		看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円／ 施設数		
アと 同じ。					

新						旧					
		<u>認知症対応型デイサービスセンター</u>	<u>14,800千円／施設数</u>								
		<u>介護予防拠点</u>	<u>11,000千円／施設数</u>								
		<u>地域包括支援センター</u>	<u>1,480千円／施設数</u>								
		<u>生活支援ハウス</u>	<u>44,100千円／施設数</u>								
		<u>緊急ショートステイの整備</u>	<u>1,480千円／整備未数</u>								
		<u>施設内保育施設</u>	<u>14,800千円／施設数</u>								
空き家等を活用した整備(※7)		<u>認知症高齢者グループホーム</u>	<u>11,000千円／施設数</u>								
		<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>									
		<u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>									
		<u>認知症対応型デイサービスセンター</u>									
<u>(備考)</u>											
・ <u>中山間・人口減少地域等とは、次に掲げる区域をいう。</u>											
a <u>豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯</u>											
b <u>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地</u>											
c <u>山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村</u>											
d <u>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域</u>											
e <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域</u>											
f <u>厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第53号)に定める地域(a から e までに掲げる地域を除く。)</u>											
・ <u>移転を伴う転換は、原則として本事業の対象とはならないが、当該介護施設等が</u>											

新	旧
<u>災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については対象とする。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が移転先が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン（実施要領第2の2（1）⑬のア及びイに該当する場合の当該区域を除く。）である場合は、本事業の対象とはならない。</u> ・<u>本事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> ・<u>本事業による補助を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事（市町村補助事業の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</u> - a <u>事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名</u> - b <u>現に実施している介護サービス事業等</u> - c <u>ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）</u> - d <u>生産性向上に資する計画</u> - e <u>転換後10年間の事業計画</u> - f <u>介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）</u> ・<u>次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</u> - a <u>市町村の長又は知事が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</u> - b <u>ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</u> - c <u>ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</u> ・<u>令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等（広域型施設等を含む）については、本事業の対象としないこと。</u> ・<u>本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。</u> <u>※6：通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供す</u>	

新					旧				
ることが想定されていると知事が認めるものを含む。 ※7：本事業において「空き家等を活用した事業」とは、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業のことをいう。空き家等を改修して対象施設のダウンサイジングを行う場合は、原則として「空き家等を活用した事業」欄の補助単価を適用する（当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。 ※8：軽費老人ホームA型及びB型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。									
キ 介護施設等の集約・再編支援事業					(新設)				
1 対象施設		2 補助単価／単位 (※11)	3 対象経費	4 補助事業者					
定員29名以上の広域型施設等	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円／整備床数	アと同じ。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)					
	介護医療院	69,200千円／施設数							
	介護老人保健施設	69,200千円／施設数							
	養護老人ホーム	2,960千円／整備床数							
	ケアハウス ※特定施設に限る (※10)	5,530千円／整備床数							
	有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円／整備床数							
	地域密着型特別養護老人ホーム（定員29名以下）及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円／整備床数							
	介護医療院	69,200千円／施設数							
	介護老人保健施設	69,200千円／施設数							
	養護老人ホーム	2,960千円／整備床数							
	ケアハウス ※特定施設に限る (※10)	5,530千円／整備床数							

新				旧	
定員二十九名以下の地域密着型施設等	認知症高齢者グループホーム	41,500千円／施設数			
	小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円／施設数			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円／施設数			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円／施設数			
	認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円／施設数			
	介護予防拠点	11,000千円／施設数			
	地域包括支援センター	1,480千円／施設数			
	生活支援ハウス	44,100千円／施設数			
	緊急ショートステイの整備	1,480千円／整備未数			
	施設内保育施設	14,800千円／施設数			
	有料老人ホーム ※特定施設に限る	5,530千円／整備未数			
	介護施設等の合築等	定員二十九名以下の地域密着型施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれの補助単価×1.05／整備未数又は施設数		
空き家を活用した整備（※9）	認知症高齢者グループホーム	11,000千円／施設数			
	小規模多機能型居宅介護事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	認知症対応型デイサービスセンター				
(備考)					
・都市部等とは、別表の（１）オ 備考に定めるところによる。					
・中山間・人口減少地域等とは、別表の（１）カ 備考に定めるところによる。					

新	旧
・<u>集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。</u> ・<u>集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（実施要領第2の2（1）③のア及びイに該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。</u> ・<u>本事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> ・<u>本事業による補助を県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事（市町村補助事業の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</u> - a <u>事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名</u> - b <u>現に実施している介護サービス事業等</u> - c <u>集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）</u> - d <u>生産性向上に資する計画</u> - e <u>転換後10年間の事業計画</u> - f <u>介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）</u> ・<u>次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。</u> - a <u>市町村の長又は知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合</u> - b <u>集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと</u> - c <u>集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと</u> ・<u>本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。</u>	

新					旧				
<u>ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。</u> <u>・令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等（広域型施設等を含む）については、本事業の対象としないこと。</u> <u>※9：本事業において「空き家等を改修した事業」とは、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業のことをいう。空き家等を改修して対象施設の集約・再編を行う場合は、原則として「空き家等を活用した事業」欄の補助単価を適用する（当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。</u> <u>※10：軽費老人ホームA型及びB型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。</u> <u>※11：集約・再編後の介護施設等の所在地が、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、補助単価に1.05を乗じた額を加算することができる。</u>									
（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業					（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業				
1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者	1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
定員二十名以上の広域型施設等	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円／定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）報酬、給料、職員手	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円／定員数		特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）報酬、	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	介護医療院				介護医療院				
	介護老人保健施設				介護老人保健施設				
	ケアハウス ※特定施設に限る				ケアハウス ※特定施設に限る				
	養護老人ホーム				養護老人ホーム				
	介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る	介護付きホーム			4,960千円／施設数		訪問看護ステーション（大規模化※3やサテライト型事業所の設置）		
	訪問看護ステーション（大規模化※12やサテライト型事業所の設置）	5,200千円／施設数							

新					旧				
定員 千九名以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円／定員数 (小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。)	当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 (※13)	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円／定員数 (小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。)	当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 (※4)	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	
	介護医療院				介護医療院				
	介護老人保健施設				介護老人保健施設				
	ケアハウス ※特定施設に限る				ケアハウス ※特定施設に限る				
	認知症高齢者グループホーム				認知症高齢者グループホーム				
	小規模多機能型居宅介護事業所				小規模多機能型居宅介護事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設に限る				介護付きホーム				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
	養護老人ホーム	養護老人ホーム							
施設内保育施設	5,200千円／施設数	施設内保育施設	4,960千円／施設数						
(備考) ・(略) ※12：(略) ※13：(略)					(備考) ・(略) ※3：(略) ※4：(略)				
イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業					イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業				
1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者	1 対象施設		2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円／定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて	市町村 民間事業者 (県補助事業)		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円／定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて	市町村 民間事業者 (県補助事業)
	介護医療院					介護医療院			

新					旧				
定員二十名以上の広域型施設等	介護老人保健施設		行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。）。	(市町村補助事業)	定員二十名以上の広域型施設等	介護老人保健施設		行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。）。	(市町村補助事業)
	ケアハウス ※特定施設に限る					ケアハウス ※特定施設に限る			
	養護老人ホーム					養護老人ホーム			
	介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る					介護付きホーム			
定員二十九名以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。)	市町村民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)		定員二十九名以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円／定員数 (小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。)		
	介護医療院					介護医療院			
	介護老人保健施設					介護老人保健施設			
	ケアハウス ※特定施設に限る					ケアハウス ※特定施設に限る			
	認知症高齢者グループホーム					認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所					小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所					看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る					介護付きホーム			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所					定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
養護老人ホーム	養護老人ホーム								
施設内保育施設	施設内保育施設								
(備考) (略)					(備考) (略)				

新						旧									
ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業						ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業									
1 対象施設		2 補助単価／単位		3 対象経費		4 補助事業者		1 対象施設		2 補助単価／単位		3 対象経費		4 補助事業者	
介護予防拠点		124千円／1箇所		介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。		市町村 （県補助事業） （市町村補助事業）		介護予防拠点		118千円／1箇所		介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。		市町村 （県補助事業） （市町村補助事業）	
(備考) (略)						(備考) (略)									
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業						(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業									
1 対象施設			2 補助基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助事業者	1 対象施設			2 補助基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助事業者		
本体施設	定員二十名以上の広域型施設	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、当該用地ごとに合理的な	1／2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の	市町村 民間事業者 （県補助事業） <u>（市町村補助事業）</u>	本体施設	定員二十名以上の広域型施設	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、当該用地ごとに合理的な	1／2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の	市町村 民間事業者 （県補助事業）		
		介護医療院							介護医療院						
		介護老人保健施設							介護老人保健施設						
		ケアハウス ※特定施設に限る							ケアハウス ※特定施設に限る						
		養護老人ホーム							養護老人ホーム						
		<u>介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る</u>							<u>（新設）</u>						
		地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室						地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	市町村 民間事業者 （県補助事業）						
		介護医療院						介護医療院							

新							旧						
	定員 二十九名以下の地域密着型施設等	介護老人保健施設	方法により 算定した 額) の2分 の1		引下げが 行われて いると認 められる もの。)	(市町村補 助事業)		定員 二十九名以下の地域密着型施設等	介護老人保健施設	方法により 算定した 額) の2分 の1		引下げが 行われて いると認 められる もの。)	(市町村補 助事業)
		ケアハウス ※特定施設 に限る							ケアハウス ※特定施設 に限る				
		認知症高齢者グループホ ーム							認知症高齢者グループホ ーム				
		小規模多機能型居宅介護 事業所							小規模多機能型居宅介護 事業所				
		看護小規模多機能型居宅 介護事業所							看護小規模多機能型居宅 介護事業所				
		養護老人ホーム							養護老人ホーム				
		施設内保育施設							施設内保育施設				
		<u>介護付きホーム ※有料老人 ホーム又はサービス付き高齢者向 け住宅であって、特定施設に限る</u>							<u>(新設)</u>				
合築・併設施設	定員 二十九名以下の地域密着型施設等	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所			(本体施設 に同じ)		合築・併設施設	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所			(本体施設 に同じ)		
		認知症対応型デイサービ スセンター						認知症対応型デイサービ スセンター					
		介護予防拠点						介護予防拠点					
		地域包括支援センター						地域包括支援センター					
		生活支援ハウス						生活支援ハウス					
		緊急ショートステイ						緊急ショートステイ					
(備考) (略)							(備考) (略)						

新						旧					
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業 ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業						(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業 ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業					
1 対象施設 (※14)			2 補助単価／ 単位	3 対象経費 (※16)	4 補助事業者	1 対象施設 (※5)			2 補助単価／ 単位	3 対象経費	4 補助事業者
既存施設のユニット化改修	定員二十名以上の広域型施設	ア 特別養護老人ホーム	個室 1,480千円／ 整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の整備に要する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	定員二十名以上の広域型施設	ア 特別養護老人ホーム	個室 1,410千円／ 整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の整備に要する費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	市町村 民間事業者 (県補助事業)	
		イ 介護老人保健施設			市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)					イ 介護老人保健施設	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)
	ウ 介護医療院	多床室 2,960千円／ 整備床数			市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	ウ 介護医療院	多床室 2,820千円／ 整備床数			市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 (※15)			906千円／ 整備床数	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 (※6)	865千円／ 整備床数			市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)		
(備考) ※14：(略) ※15：(略) ※16：設備整備に係る経費は、対象としないものとする。						(備考) ※5：(略) ※6：(略) (新設)					

新					旧				
イ 介護施設等における看取り環境等整備推進事業					イ 介護施設等における看取り環境等整備推進事業				
1 対象施設 (※17)		2 補助単価／ 単位	3 対象経費	4 補助事 業者	1 対象施設 (※7)		2 補助単価／ 単位	3 対象経費	4 補助事 業者
介護施設等の看取り環境の整備	特別養護老人ホーム	4,330千円／ 施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費についてはアと同じ。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。 市町村 民間事業者（県補助事業） （市町村補助事業）		介護施設等の看取り環境の整備	特別養護老人ホーム	4,130千円／ 施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費についてはアと同じ。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。 市町村 民間事業者（県補助事業） （市町村補助事業）	
	介護医療院					介護医療院			
	介護老人保健施設					介護老人保健施設			
	養護老人ホーム					養護老人ホーム			
	軽費老人ホーム					軽費老人ホーム			
	認知症高齢者グループホーム					認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所					小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所					看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	介護付きホーム ※有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設に限る					介護付きホーム			
共生型サービスの事業所の整備	通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）	1,290千円／ 事業所数			共生型サービスの事業所の整備	通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）	1,230千円／ 事業所数		
	短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）					短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）			
	小規模多機能型居宅介護事業所					小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所					看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(備考)					(備考)				
・（以下略）					・（以下略）				
※17：（略）					※7：（略）				

新				旧							
(5) 民有地マッチング事業				(5) 民有地マッチング事業							
1 対象事業	2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者	1 対象事業	2 補助単価／単位	3 対象経費	4 補助事業者				
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援 (※18)	6,930千円／市町村	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等	市町村 (県補助事業)	土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援 (※8)	6,610千円／市町村	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等	市町村 (県補助事業)				
整備候補地等の確保支援 (※19)	5,670千円／市町村			整備候補地等の確保支援 (※9)	5,410千円／市町村						
地域連携コーディネーターの配置支援 (※20)	5,540千円／配置箇所数			地域連携コーディネーターの配置支援 (※10)	5,290千円／配置箇所数						
(備考) ・(略) ※18：(略) ※19：(略) ※20：(略)				(備考) ・(略) ※8：(略) ※9：(略) ※10：(略)							
(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業				(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業							
1 対象施設 (※21)	2 対象事業	3 補助単価／単位	4 補助率	5 対象経費	6 補助事業者	1 対象施設 (※11)	2 対象事業	3 補助単価／単位	4 補助率	5 対象経費	6 補助事業者
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援 (※22)	5,340千円／台数（1施設につき5台を上限とし、知事が必要と認めた台数を限度とする。）	1／3	簡易陰圧装置を設置する、感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備する又は介護施設等における多床室を個室化するために	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援 (※12)	5,100千円／台数（1施設につき5台を上限とし、知事が必要と認めた台数を限度とする。）	2／3	簡易陰圧装置を設置する、感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備する又は介護施設等における多床室を個室化するために	市町村 民間事業者 (県補助事業) (市町村補助事業)

新					旧						
ム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス なお、介護療養型医療施設、サービス付き高齢者向け住宅及び短期入所療養介護事業所については、介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援の対象とはしない。	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室 設置によるゾーニング経費支援 (※23)	1,240千円／箇所		必要な備品購入費（多床室の個室化整備の場合は対象としない。）、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。		ム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス なお、介護療養型医療施設、サービス付き高齢者向け住宅及び短期入所療養介護事業所については、介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援の対象とはしない。	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室 設置によるゾーニング経費支援 (※13)	1,180千円／箇所		必要な備品購入費（多床室の個室化整備の場合は対象としない。）、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 (※24)	7,410千円／箇所					従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 (※14)	7,070千円／箇所			
	2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援 (※25)	4,330千円／施設					2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援 (※15)	4,130千円／施設			
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援 (※26)	1,220千円／定員（個室化される定員数を上限とする。）					介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援 (※16)	1,160千円／定員（個室化される定員数を上限とする。）			
(備考) ※21：(略)					(備考) ※11：(略)						

新					旧				
※22：(略) ※23：(略) ※24：(略) ※25：(略) ※26：介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修事業を対象とする。なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。 <u>また、本事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u>					※12：(略) ※13：(略) ※14：(略) ※15：(略) ※16：介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修事業を対象とする。なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。				
(7) 介護職員の宿舎施設整備事業					(7) 介護職員の宿舎施設整備事業				
1 対象施設 (※27)	2 補助基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助事業者	1 対象施設 (※17)	2 補助基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助事業者
特別養護老人ホーム	介護職員1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1 / 3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費	市町村 民間事業者 (県補助事業)	特別養護老人ホーム	介護職員1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1 / 3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費	市町村 民間事業者 (県補助事業)
介護医療院					介護医療院				
介護老人保健施設					介護老人保健施設				
ケアハウス※特定施設に限る					ケアハウス※特定施設に限る				
認知症高齢者グループホーム					認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所					小規模多機能型居宅介護事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所					定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所					看護小規模多機能型居宅介護事業所				

新					旧				
介護付きホーム ※有料 老人ホーム又はサービス付き 高齢者向け住宅であって、特定 施設に限る			用を除き、工事費又は 工事請負費には、これ と同等と認められる委 託費及び分担金及び適 当と認められる購入費 等を含む。		介護付きホーム			用を除き、工事費又は 工事請負費には、これ と同等と認められる委 託費及び分担金及び適 当と認められる購入費 等を含む。	
(備考) ・(略) ※ <u>27</u> : (略)					(備考) ・(略) ※ <u>17</u> : (略)				